

”やまぐちにずっと住みたい！”
を応援

やまぐち若者 定住応援事業

住宅ローンの返済利息を支援

最大**12万円／年**
を補助



山口県では、県内で住宅ローンを利用して新たに住宅を取得（建築、購入）した**29歳以下**の方を対象に、**返済利息額の1／2**を補助します。

対象

令和7年4月1日以降に居住を開始し、満29歳以下※の方が対象です。
(夫婦の場合は、いずれかが満29歳以下の世帯※が対象となります。)

※年度末までに30歳に達する方は除きます。

期間申請

居住後6か月以内に申請してください。

※10月～12月に居住を開始した方は、翌年の3月末までに申請してください。

◎ 問い合わせ先

山口県総合企画部中山間・地域振興課

☎ 083-933-2549

やまぐち若者定住応援



詳細はこちら



受付時間/8:30～17:15 <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/30/294409.html>

●補助の主な要件

- 自ら居住する目的で住宅ローンにより住宅を取得し、令和7年4月1日以降に当該住宅に居住した方
- 満29歳以下の方又は申請者と同居する配偶者等が満29歳以下の方（※年度末までに30歳に達する方は除く）
- 居住した日から5年以上当該住宅に居住する意思を持ち、生活の本拠を置く方
- 県税及び市町税について滞納がないこと
- 暴力団対策法(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員でないこと 等



●補助額等

補助額	算定する期間	補助上限額
返済利息額の1/2	1月～12月（※） ※初年度と最終年度を除く	12万円／年(返済月数×1万円)

●補助対象期間

【例】4月(返済開始)～12月の返済額 計216,000円の1/2=10万8千円 > (上限額) 9万円
→上限額の9万円を補助

<令和8年3月以前に居住を開始した場合>

◎「返済を開始した月から、29歳に達する年度の3月までの間」が対象です。

<令和8年4月以降に居住を開始した場合>

◎「返済を開始した月から、29歳に達する年度の3月までの間」もしくは「補助開始から5年間のいずれか長い期間」が対象です。

●申請方法

いずれかの方法により申請してください。

◎「やまぐち電子申請システム」によるオンライン申請

◎居住する市町の受付窓口へ申請書類を提出(郵送可)

オンライン
申請はこちら▶



◆書面による申請の受付窓口

市町名	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
下関市	共創イノベーション課	750-8521	下関市南部町1-1	083-231-5838
宇部市	移住定住推進課	755-8601	宇部市常盤町1丁目7-1	0836-34-8480
山口市	農山村づくり推進課	753-8650	山口市亀山町2番1号	083-934-4646
萩市	企画政策課	758-8555	萩市大字江向510番地	0838-25-3102
防府市	広報政策課	747-8501	防府市寿町7-1	0835-25-2188
下松市	地域政策課	744-8585	下松市大手町3丁目3番3号	0833-45-1802
岩国市	政策企画課	740-8585	岩国市今津町1丁目14-51	0827-29-5013
光市	観光・シティプロモーション推進課	743-8501	光市中央6丁目1番1号	0833-72-1532
長門市	企画政策課	759-4192	長門市東深川1339番地2	0837-23-1229
柳井市	地域づくり推進課	742-8714	柳井市南町1丁目10番2号	0820-22-2111
美祢市	地域振興課	759-2292	美祢市大嶺町東分326-1	0837-52-1128
周南市	移住交流推進課	745-8655	周南市岐山通1-1	0834-22-8341
山陽小野田市	シティセールス課	756-8601	山陽小野田市日の出1丁目1番1号	0836-82-1241
周防大島町	空家定住対策課	742-2192	大島郡周防大島町大字小松126番地2	0820-74-1033
和木町	都市建設課	740-8501	玖珂郡和木町和木1丁目1番1号	0827-52-2197
上関町	企画財政課	742-1402	熊毛郡上関町長島448	0820-62-0316
田布施町	企画財政課	742-1592	熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1	0820-52-5803
平生町	地域振興課	742-1195	熊毛郡平生町大字平生町210-1	0820-56-7120
阿武町	まちづくり推進課	759-3622	阿武郡阿武町大字奈古2636番地	0838-82-3111